## 徳島県告示第三百三十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のと

おり届出があった。

令和三年五月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

	有限会社双葉	リニック医療法人ふじのク	<b>十マ</b> 株式会社セガファ	県看護協会 公益社団法人徳島	名称	指定介護予防サー
	二〇六―三阿波市市場町市場字岸ノ下	番地の四	同 佐古七番町五—二	番一八徳島市北田宮一丁目三二九	所 在 地	防サービス事業者
	ひまわり介護用品	医療法人ふじのクリーンター	サザン調剤薬局佐古	お問看護ステーショ	名称	指定介護予防サ
	一七二番地一阿波市市場町山野上字大西	番地の四	徳島市佐古七番町五—二	上一三―七	所 在 地	指定介護予防サービス事業を行う事業所
防福祉用具特定介護予	<b>祉用具貸与</b> <b>が護予防福</b>	所リハビリ アーション	指導 宅療養管理	問看護 介護予防訪	種類	サービスの
司	二十八日二月	四日三月	日四月月	二十五日	の受理日	廃止の届出
同	一 同 日 四 月	三十一日三月	二日四月	三十一日	年月日	廃止

<b>r</b>				
	店有限会社柴田呉服		合資会社みのや	
	六番地 美馬郡つるぎ町貞光字町五		一五八番地一六海部郡牟岐町大字灘字宮田	
	部、民国、民工、民工、民工、民工、民工、民工、民工、民工、民工、民工、民工、民工、民工、		みのや介護サービス	
	六番地美馬郡つるぎ町貞光字町五		一五八番地一六海部郡牟岐町大字灘字宮田	
販売 防福祉用具 特定介護予	<b>祉用具貸与</b> <b>が護予防福</b>	販売 防福祉用具 特定介護予	<b>祉用具貸与</b> 介護予防福	販売
同	三十日 一月	同	二十七日	
同	同	同	三十一日三月	